

中近世移行期における村落の動向

——山科東庄三郎兵衛の「家」の存続を事例として——

米澤 洋子

はじめに

本稿は、室町戦国期を近世移行期と捉え、当該期における京郊莊園・山科東庄の有力おとな層の三郎兵衛の「家」の継統について論じるものである。山科東庄の領主は代々内蔵頭を務める中流公家の山科家である。当庄は、莊園公領制が崩れつつあった室町後期、地方莊園からの年貢も滞りがちな状況下、名字の地である膝下莊園として、当家の家政経済を少なからず支えた。

山科家の成立は、後白河上皇の最晩年に当る十二世紀末、上皇が寵愛した高階栄子(丹後局)の子の教成に遡る。建久三(一一九二年)、栄子が上皇から譲り受け、教成に伝えた多くの所領の内、山科東庄は上皇の新御所が存在した由緒の地として特別な意味をもっていた。⁽¹⁾ 当家は鎌倉末期から二流に別れ、家督と所領を巡る相論を繰り返したが、

足利義満の治世になって教言一流に帰趨した。この間の経緯については、白井信義氏と菅原正子氏の研究に代表される⁽²⁾。

中世後期の村落研究において、山科東庄ほど在地史料の豊富さにおいて著名な莊園はないであろう。応永期の当主山科教言の日記『教言卿記』から始まり、続く『言国卿記』に加えて、直務代官として東庄を支配した山科家雑掌・大沢久守を中心とする日記『山科家礼記』は、戦国期にさしかかる応仁から明応年間までの惣郷制の実態や、在地(惣村)の具体的な生活及び年中行事に関わる個人の情報あるいは代官との親密な交流を記している点で、他に例を見ない貴重な記録である。⁽³⁾ それゆえ、七十〜八十年代の民衆史、社会史研究の進展に伴って様々な角度から、山科東庄に関する個別研究が蓄積されてきた。⁽⁴⁾

中でも村落構造に着目した田端泰子氏、志賀節子氏の一連の研究は地下とおとな層に二分される相互のフラットな関係をさらに追及し、土豪・地侍・加地子名主など、中間層とよばれる村落上層部の身分的

優位性を代官との関係から明らかにしている。さらに志賀氏は、代官大沢久守の東庄支配を貫徹する要の人物として、政所二郎衛門と久守被官五十嵐弥五郎、そして山科家にとつては後白河院の御所を象徴する「御所山」の管理を担う山守の三郎兵衛の三人を取り上げ、緻密な分析の結果、彼らを近世移行期における侍的身分として提示した。⁽⁵⁾ここに史料の博搜も究まった感があるが、本稿でさらに屋上屋を重ねるがごとく、再び前述の三人、わけても三郎兵衛を中心に検討することに多少の意味があるとすれば、次の点であろうか。

『山科家礼記』は登場人物が多岐に亘るがゆえに、大部分を占める久守の記述も並列かつ羅列に終始している。日記の性質上、止むを得ない側面は認めながらも、個別の事例は理解しても、それを時系列の中に置いて統一的に把握することが容易ではない。その大きな理由として、先行研究の詳細な分析においても、登場人物の具体的年令が示されていないことが挙げられる。少なくとも、村落構成員を理解するための指標である「おとな成」の年令を把握することが必要であると痛感する。無論、正確な年令を算定することには無理がある。それでも、個人の元服や結婚、没年などの情報を基にして、推定の域を超えないまでも、「おとな成」のおおよその年令を示すべきであろうと考える。それによって、先行研究において見落とされていた視点も拾えるのではないかと思う。

そういった観点で、本稿では『山科家礼記』における久守の記述が開始される康正三(一四五七)年より、『言国卿記』終年の文龜二(一二五〇)二年までの約半世紀を軸として、三人の家系を可能な限り再現し

た上で、近世に続くことが確認できる山守三郎兵衛の「家」の存続の背景を探っていききたい。

なお、山科東庄は山科七郷中の大宅郷と同一であるが、前者は山科家の所領のみを指す領主側からの呼称である。一方大宅郷は当家以外の所領(散在田)も包摂した全地域であり、郷民の居住地域である。⁽⁶⁾厳密な意味での区別は必要であるが、行論上、本稿では山科東庄で統一する。

第一章 山科東庄の有力おとな層 — 政所と代官被官 —

(1) 烏帽子儀とおとな成り

山科東庄の在家数は『山科家礼記』の数か所から確認できる。古くは長祿元(一四五七)年の五十二戸⁽⁷⁾、文明九(一四七七)年の五十八戸⁽⁸⁾、続く文明十二年の四十四戸⁽⁹⁾、文明十八年の五十戸⁽¹⁰⁾、最後は長享二(一四八八)年の五十一戸である。⁽¹¹⁾三十年の推移をみると増減はあるものの、五十戸前後の在家数であることがわかる。⁽¹²⁾

東庄の村落構造は、中世後期の惣村に類出する「おとな」と呼ばれる指導的立場の農民と貢納の単位として把握される一般農民「地下」の二層構造と理解されている。⁽¹³⁾地下は年齢通過儀礼である烏帽子成(元服)を経て、正式な村落構成員と認められた者で、日常に烏帽子を着する決まりである。⁽¹⁴⁾烏帽子成を終えた者は幼名から二郎九郎、二郎三郎などの排行名(長幼の順に従ってつけられた名)や彦太郎、いや四郎

などの通名、仮名を名乗る。有力層の子は代官などの烏帽子親から名を付けてもらい、擬制的親子関係を結ぶ⁽¹⁵⁾。

東庄の場合は長享二年の記事から、九才で行われたことがわかる⁽¹⁶⁾。一般公家や武士が十四歳前後に元服を行うことに比べ、九才という年令は、村落構成員と認めるにはやや年少ではあるが、簡易な農作業を担うには十分な体力を有しているとみなされ、家父長制により経営される「家」の労働力に組み込まれたのだろう。また親の使者として他所に赴くことも可能である。嫡男は家督を継ぎ、庶子は独立して別家を構える道も用意されていた⁽¹⁷⁾。

「おとな成」は「官途成」とも呼ばれ、村で定めた、衛門、兵衛などの律令制的官職を名乗ることが許される儀式である。烏帽子成からおとな成を経て、祭礼や村落経営に関する指導的役割を担う宮座のメンバーとなる。また「おとな」は、莊園領主に対しても独自の貢納や公事を負担する存在であるが、莊園領主側からは一貫して「地下」であり、本来彼らに階級差はない。しかし烏帽子成もおとな成も、経済的拠出を伴うことが次の史料からわかる。

史料1 『山科家礼記』延徳三(二四九一)年八月二十三日条

一大宅里者共定候事

一座道シウ、小南二中務、三郎兵衛、ハ、大郎さへもん、井下入道、

右馬、山カイさへもん、山カイ左近、各定候也、

おとな、り 三貫五百文、ゑほしきのさく 七百文定候也、

もとハ五貫二百文、 もとハ二貫文

以上四貫二百文定

この数日前より、「おとな・中老・若衆」が相論を起し⁽¹⁸⁾、おとな成と烏帽子成の費用がそれぞれ、大幅に値下げ改定されている。注目すべきは、二つの重要な儀式が「以上四貫二百文」と合計金額で表示されていることである。「おとな成」については、年齢階梯原理に基づき、誰でも一定の年齢に達すれば「おとな」になれたと理解する説と、村内の有力層だけが独占して支配階層を形成していたとする説があるが、東庄の場合は、村落構成員が「おとな・中老・若衆」と「烏帽子成」以上「おとな成」未満の地下を「若衆」として組み入れていること、二つの儀式の費用が一組で表記されていること、値下げが実施されたことを考えると、やはり年齢階梯に基づいた平等な構造と理解したい。

しかし、高額の拠出を伴う「おとな成」については、家毎の経済規模や兄弟の人数によって制限される場合もあったことは否定できない。階級的に平等であっても、内部は経済格差による階層(家格)が形成されていたと考えるのが妥当である。おとな層内部においても、おとな(老)と中老の段階がある。また、道シウは入道名であり、高齢のおとな(老)は「入道成」を遂げ、宮座の一座に列せられたことがわかる⁽¹⁹⁾。

また、二座を見ると、当庄の「おとな成」は、「衛門」「兵衛」の他に「左近」「右馬」等の名乗りもあった。

以上の観点から『山科家礼記』文明十二年二月二十日条の在家の課役交名を見ると、東庄では二十二人が「おとな成」を済ませていたこ

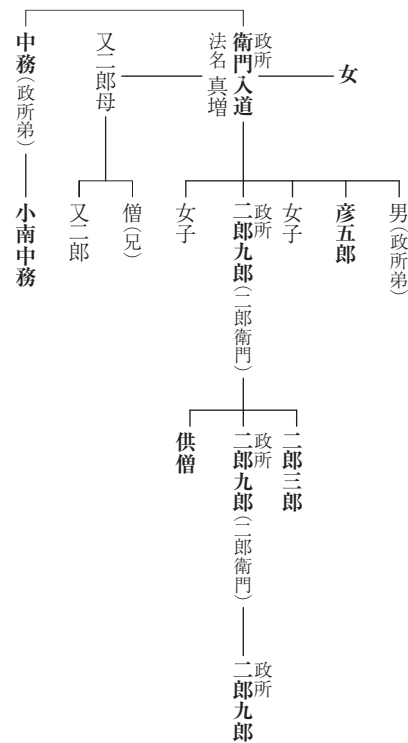
とがわかる。しばしば、東庄のおとな層は十人前後と言及されているが、私見では、その中の経済的条件を満たした十名前後の固定層が順次「おとな公事」を担い、交代もあつたと推測する。⁽²⁰⁾中には烏帽子成も行えず、有力おとな層の「下部」になる子弟もいた。⁽²¹⁾

(2) 山科家の東庄支配の担う地下政所

政所は莊園経営を現地で掌る家政機関であるが、山科東庄の政所については、志賀氏により詳細な分析がされている。その経営は代々当家の家司である大沢氏が務めた。応永期より重長↓重能↓重康↓久守↓重致↓重敏と世襲される。特に久守は直務代官として東庄支配を実行するが、久守が明応七(一四九八)年、六十九才で死去すると、当主言国は直務宣言を行う。しかしその後、久守の孫の重敏が代官を継ぎ、天文十七(一五四八)年、山科家が当庄を失うまで、大沢一族が関与する。⁽²²⁾

菅原正子氏は、大沢氏を在地武士として評価し、そのルーツを鎌倉末期の山科教行に仕えた「後白河院御影堂雜掌道禪」に求め、領主の異なる山科七郷の郷民を統率、指導する権限の根拠とした。⁽²³⁾御影堂とは、家祖教成が後白河上皇より相続した所領を寄進するために東庄内に建てた、上皇の御影を祀る御堂である。久守、言国の日記にも頻出するが、時間的経過を考えれば、建物の有無は確認できないものの、後白河院の墓はあつたようで、毎年、盆には山科家代々の墓と共に墓参している。⁽²⁴⁾何れにしても、『尊卑文脈』に記載のある道禪より三代後、久守より三代前の重基より大沢姓を名乗ることも、寺庵衆の中樞

図1 政所・上田二郎右衛門の系図



である大沢寺を菩提寺としたことも、本来は大宅氏の故地である当地にルーツを定めた大沢氏の意図的な主張を感じる。大沢も大宅も、ともに「だいたく」と読めるからである。実際に大沢寺は「大たく寺」であった。⁽²⁵⁾この節では、地下荘官として大沢久守を補佐する政所の一族を時系列に沿って考察したい。

『山科家礼記』『言国卿記』の中で、上田二郎衛門を名乗る一族が、四代まで確認できる。⁽²⁶⁾図1は両日記の関連記事を基に作成した政所一族の推定系図である。

初代は康正三年、「衛門入道」として登場する。⁽²⁷⁾彼は、文明四年に五十五才で死去しているので、この時四十才である。永享二(一四三〇)年生れの久守より一回りほど年長である。康正三年は『山科家礼記』に久守が記主として登場する年で、「山科中納言家雜掌」と署名

している。系図上は父の重康は「大澤長門守入道・林光」とあり、東庄の内検に下向している。⁽²⁸⁾

衛門入道は寛正四(一四六三年)に邸を建て、「庵主」の免状を得ている。⁽²⁹⁾ 文明三年に初見される「真増坊」は庵主名であろう。⁽³⁰⁾ その年は大沢重康も一足早く、東庄で「庵の柱たて」(棟上げ)を行い、完成後に移住している。⁽³¹⁾ 以来久守からは「庵主」「庵主殿」と呼ばれ、文明四年八月十六日に死去するまで東庄に在住、折につけ上洛する形態を取っている。⁽³²⁾ 「入道成」は村落宮座の儀式であるが、庄内の寺庵衆を含めて庵主となるには、山科家の認定が必要だったことがわかる。文明十二年に子息の庵入(元服にあたる)を果たした長拾坊も同様で、以後彼は寺庵衆の一人普門庵として記述される。⁽³³⁾

重康入道と軌を一にして衛門入道が庵を構えたことは、代官、政所ともに次世代への交代を踏まえたものである。同じ年に庵主となり、二年の間に相次いで死去した二人は、東庄の経営を担う代官と政所の関係を如実に物語っている。久守も真増の死を悼み、懇ろに弔っている。⁽³⁴⁾

衛門入道の嫡男二郎九郎は文明三年に「おとな成」を経て二郎衛門を名乗り、同四年より二代目政所に就いたと思われる。「おとな成」の年令は関連日記から知ることはできないが、彼の長男二郎三郎が、文明十年に結婚をしているので、当該期男性の結婚年令を十八〜二十才と推定した場合、親として四十才前後になろうか。逆算すると「おとな成」は三十前後になる。「おとな成」の年齢の目安が把握できないと、一つの家の推移も読み辛く、村落構成員個人を可視化しにくい。

「おとな成」は推定三十才前後と考えたい。従って、二郎九郎は、初見の寛正四年には二十代半ば、既婚であったことになる。元服の年度は分からないが、烏帽子親は大沢重康あるいは久守であろうか。東庄においては、九才で元服をしてより「おとな」になるまでの期間は案外長く、その間に結婚をして子どもを設けていたのである。

二代目政所二郎衛門には、四人の弟がいる。一人は、文明十年に政所屋に強盗に入り誅罰された。⁽³⁶⁾ 残る三人は彦五郎と異母弟の又二郎とその兄の僧である。⁽³⁷⁾ 文明十年は、三代目政所となる二郎九郎と二代目二郎衛門の弟の又二郎も、ともに元服を迎えている。烏帽子親は久守の嫡男重致である。⁽³⁸⁾ 二郎衛門にとって文明十年は、二人の弟の誅罰と元服、嫡男の元服、長男二郎三郎の結婚と目まぐるしい一年であった。

志賀氏は二郎三郎を大沢久守の被官人と推測されているが、⁽³⁹⁾ 長男でありながら家督を継がない場合は「おとな成」をせずに、被官先より官途や名字を貰う選択もあった。⁽⁴⁰⁾ しかし、文明十七年の久守が記す「私人數之事」に、二郎三郎の名はない。⁽⁴¹⁾ 久守との関係は政所一族を背景にした「ゆるやかな被官(奉公)」形態だと思われる。文明十八年に十七才で死去した又二郎の跡を異母兄彦五郎が横領しようとして問題になった時も、「被官人又次郎跡事」と表現されているが、あくまでも彦五郎の被官先の上野玄番頭への対抗的表現であろう。⁽⁴²⁾

文明十八年には、嫡男二郎九郎が三代目政所となっているので、二代目二郎衛門は、その生存が確認できる文明十三年以後に死去したことになる。五十才前後であろう。以後、兄の二郎三郎は、若干十七才で三代目政所となった弟を補佐し、実務面の不備を助けている。⁽⁴³⁾ 明応

七(二四九八)年にその三代目政所將監が死去すると、領主言国は「宮
其外此方へタヒシ(給シ・筆者)緩怠之間、シカシナカラハチ(罰・筆者)
也」と非難している⁽⁴⁴⁾。二十九才の父を亡くした四代目政所二郎九郎も、
十才前半の年少であったことは想像に難くない。なお三代目政所には、
岩屋神社の供僧になった弟もいた⁽⁴⁵⁾。

三代目政所が死去した明応七年十一月には、大沢久守も死去するが、
世務を引き継いでいるのは、十八才の孫、兵衛尉重敏である。明応三
年に世務を引き継いだ父の兵衛大夫重致のその後の消息は確認できな
い。大沢一族もまた現地での実行力が弱まりつつあった。長年、膝下
莊園の間接支配に甘んじてきた言国は、久守の死を契機に東庄の直務
宣言をする⁽⁴⁶⁾。これまで、久守が政所を通じて築いてきた東庄との親密
な関係はかなり後退する。その後、文亀元(一五〇一)年に、東庄の冬
地子の散用状や栗年貢を持参したのは政所代土佐であった⁽⁴⁷⁾。翌年、
「東庄未進之儀」で言国に召し出された時に「新右衛門」と記されて
いる四代目は、二郎衛門を名乗っていたのかもしれないが、明証はな
い⁽⁴⁸⁾。

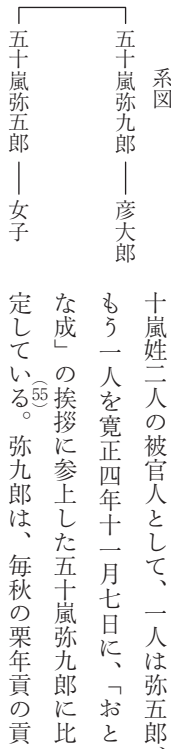
以上、政所一族を時系列で見えてきた。東庄において上田の姓を有し、
政所を世襲する特別の資格の一族も、次代政所との交代が潤滑に行か
ないと、引き継ぎにも不備が生じ、実務能力を習得することが難しか
ったことがわかる。政所の世襲がいつまで続いたのかを、史料の上で
これ以上確認することはできないが、三十年後の天文期には上田一族
は政所の座にはいない⁽⁴⁹⁾。

(3) 大沢久守被官五十嵐弥五郎の系譜

図2は五十嵐一族の推定系図である。

五十嵐弥五郎の、刊本『山科家礼記』における初出は応仁二(一四
六八)年で、「私者五十嵐」とあるので、大沢久守の被官であることが
わかる⁽⁵⁰⁾。また同年は、折しも応仁の大乱の最中。東庄のおとな達が、
東軍に忠節を致すことを申し入れた書状の宛先が「五十嵐弥五郎殿御
中」となっており、彼が久守の配下で、東庄の戦闘員の指揮をとって
いたこともわかる⁽⁵¹⁾。ところが、最近その存在が明らかになった「康正
三年記」は『山科家礼記』同年の新出文(正月から六月)であるが、「五
十嵐かもん、山科へ下今月祭イマツリ也、云々」「私の五十嵐・いや
五郎兩人、人をたちまちいたをし候也」とある。これにより、すでに
康正三年には、久守の被官として東庄岩屋社の祭りに代官として下向
したり、弓の技量にも優れていたことがわかる⁽⁵²⁾。また「五十嵐かも
ん」は文明十八年の「五十嵐掃部助上候」の記述と一致するので、い
や五郎は正式には五十嵐掃部助弥五郎と名乗っていた⁽⁵⁴⁾。大沢久守の
「私者」には、本人とは別に掃部尉(大沢重有)がいるので、必ず「五
十嵐方」「五十嵐弥五郎」「五十嵐掃部」などと区別されている。

図2 五十嵐弥五郎の推定系図



納者「林のゑもん」⁽⁵⁶⁾「いや九郎ゑもん」⁽⁵⁷⁾と同一人物と思われる、「康正三年記」(四月二十九日条)にも「私ノ衛門」と記されているので、間違いない。さらには文明十(一四七八)年、五十嵐の甥が兵衛尉(大沢重致)を烏帽子親として元服するが、これは弥九郎の子であり、⁽⁵⁸⁾長享二(一四八八)年以降弥九郎に代わって同量の粟を貢納している彦太郎である。⁽⁵⁹⁾彦太郎は長享三年正月に「長者代」として出仕しているので、⁽⁶⁰⁾弥九郎・弥五郎兄弟と彦太郎は一族として久守に仕えていたと考えるが、康正三年の段階は別として、正式な被官は弥五郎だけで、弥九郎も彦太郎も被官に准じる立場だったのではないだろうか。⁽⁶¹⁾むしろ、弥九郎衛門の基盤は東庄に山林を持つ裕福なおとな層であり、粟年貢の貢納者である。⁽⁶²⁾

久守被官としての弥五郎の働きについては、改めて言及するまでもなく、志賀氏の論考に網羅されている。⁽⁶³⁾文明十二年には東庄で「おとな成」を済ませている。⁽⁶⁴⁾以後彼は、東庄を拠点とする地下被官人として、様々な実務をこなす一方、若輩の三代目、四代目政所の補佐をするなど、久守亡き後も山科家の在地掌握の要として晩年まで活躍した。⁽⁶⁵⁾さて、五十嵐弥五郎の被官の背景を考える上で注目すべきことは、史料2が示すように、五十嵐の妻が、大沢久守の嫡男重致の「御乳」だったことである。

史料2 『言国卿記』文明十三(一四八二)年十月十二日条

一、夜前兵衛尉女房産スルト云々、女子由也、弥六下申之、五十嵐女房則上云々、兵衛尉御乳間也、

文明十三年に、女子が誕生した久守の嫡男重致のもとへ、五十嵐の妻が東庄より駆けつけている。⁽⁶⁶⁾久守は同日、「今夕六時、彦兵衛女子ヲマウク、産所ハ、室町のせとの小屋也」と記すのみである。重致は一年前の五月に長男を設けているが、該当記事はない。⁽⁶⁷⁾

大沢重致は享徳二(一四五三)年生まれである。「御乳」は直接の授乳を担う場合と、養育全般を務める場合があるが、五十嵐女房は実際の授乳を担ったのではないか。弥五郎には娘がいるが、乳兄弟の可能性もある。⁽⁶⁹⁾何れにしても、五十嵐弥五郎は康正三年の時点で既婚である。永享二(一四三〇)年生まれ、二十七歳の久守と同世代ということになる。妻の御乳の奉公が被官化の契機になった可能性も否定できない。

重致は明応二(一四九三)年に母(法名は明窓)の三十三年忌を修しているので、没年は寛正元(一四六〇)年となる。⁽⁷⁰⁾重致七才の時である。久守が母親を亡くした幼子の行く末を案じたことは想像に難くない。

さらに、寛正三年五月八日、山科家当主顕言が跡継ぎのないまま死去する。実は顕言の継嗣と思われる「若上」も同年の四月二十六日に夭折している。⁽⁷¹⁾山科家は庶流から十一才の言国を当主に迎える。⁽⁷²⁾ほどなく言国の実父保宗も没する。⁽⁷³⁾当該期の久守は残された重致の養育、主君と若上の死、後ろ立てのない若き当主言国の教育と、問題が山積していた。そのような状況の中、久守を公私ともに支えたのは、五十嵐弥五郎夫婦であったと推測する。寛正四年に久守が「女房、下女おき候也」⁽⁷⁴⁾と記しているのも、重致の養育のための計らいであり、菅原正子氏のこの段階に「結婚した」との解釈には一考の余地がある。⁽⁷⁵⁾

以上、本章では、菅原、志賀両氏の先行研究を踏まえて、東庄の村

落構成員の概略と、山科家の東庄支配の要である上田、五十嵐一族を、時系列に沿って考察した。次章では、本稿の目的である、有力おとな層の三郎兵衛の分析と考察に入りたい。

第二章 山守衆三郎兵衛の系譜

(1) 三郎兵衛の登場

三郎兵衛は、「宿年老兵衛」「好子屋兵衛」、時には政所と共に「大宅兩人」とも呼ばれた東庄の有力おとな層で、公私両面で代官大沢久守を支えた人物である。

東庄には山守衆が五人設定されており、代官大沢氏の烏帽子子であることがわかる。⁽⁷⁷⁾ その存在は応永年間まで遡ることができる。山科教言も、応永十三(一四〇六)年、東庄の奉行(代官)が逐電した際に「山林不可荒之旨」と山守に通達している。⁽⁷⁸⁾ 山守とは文字通り、山の番人で中世では領主支配の末端に位置付けられているが、東庄の場合は御所山の管理と言う本来の職責を越えて、領主の村落支配を補強する執行機関でもあった。⁽⁷⁹⁾ 山守については、戸田芳実、細川涼一、坂田聡、志賀節子の各氏が言及しているが、住民の盗木の監視ばかりでなく、山林の聖地性を保つことも重要な任務であった。⁽⁸⁰⁾ 東庄の場合は、山科家由緒の根源でもある御所山の管理と地下の利益権双方を保証しながら、山林の運営を行うためには、不可欠な職であったことは次の史料に明らかである。

史料3 『山科家礼記』長享三(二四八九)年五月二十九日条

定 きんせい條、

一、山守ふさたたる間、山林等ふうしおくへき事
一、いぬの時以後、青柴、青薪持輩あらハ、ミあひにちうはつせらるべし、もし、ひる山守の外タラハ、きりかふを山にてつかせ、若あやまり一定たらハ同さいたるべき事

一、山守下人等柴木をぬすむもからあらハ、其身をちうはつせられ、しうの山守として科錢三百疋可出之、若山守五人の内如此之儀ミかくし候ハ、重而五貫文可出之、同科錢事、右條、雖為一事いほんせしめハ、不云人躰、為本所・惣地下可被罪科候也、

仍為後日所定如件

長享三年六月三日

久守判

山守の管理が不備な場合は山林を封じること、午後七時以降に、生木の柴や薪を持っている者はその場で誅罰すること、昼でも山守以外ならば、切り株と合わせて一致したら同罪である事、また山守の下人が柴木を盗んだ時も誅罰した上、山守は科錢三百疋を出す事、そのことを隠した山守はさらに五貫文を払うべき事を、本所と惣地下の合意で定めている。山守は山林の整備と管理を担い、禁制を破る地下に対する検断を實行し、多額の罰金を抛出する立場にあったので、前述のように元服を介して久守と擬制的親子関係を結んだ庄内の有力層が世襲した。彼らは山科家の在地支配を遂行するための重要な実動集団で

表1 正月七日の五人御鏡

元号	西暦	①	②	③	④	⑤
寛正4年	1463	ゑもん	道きん	さへもん	道教	おうち
応仁2	1468	政所衛門	兵衛男	道妙	道教	善宗子ヲウチ
文明4	1472	二郎右衛門	三郎兵衛	彦七		
文明9	1477	二郎ゑもん	三郎兵衛			
文明12	1480	二郎ゑもん	三郎兵衛	ひこ七	ひやうへ九郎	いや五郎
文明13	1481	政所	三郎兵衛	七郎さへもん	兵衛九郎	いや五郎
長享2	1488	五人鏡	—	—	—	—
長享3	1489	かゝミの祝	—	—	—	—
延徳3	1491	政所	三郎兵衛	七郎さへもん	兵衛九郎	五十嵐方
延徳4	1492	政所	三郎兵衛	七郎さへもん	兵衛九郎	五十嵐方

『山科家礼記』より作成

あった。

三郎兵衛の初見も寛正四年である⁽⁸¹⁾。大沢久守邸へ年賀の挨拶に上洛した十二名の「東庄面々」の一人で、祝儀として百文を持参している。「おとな成」を済ませているので、年令は三十前後、後の二代目政所

二郎九郎より数年年長であるうか。「東庄面々」は、父の道金や弟の掃部、政所親子に加えて、おそらく山守の系譜を引くおとな衆など、東庄を代表する一団であろう⁽⁸²⁾。その日は年明け最初の在家役「山口祝」（御所山の口開き）の餅、豆、現金も納められている⁽⁸³⁾。山守衆が一堂に会する場としては、正月七日の「七日祝」に、政所で行われる「五人鏡」が想定される。早朝に下向してきた久守の前で、政所であり、七日正月に相当

する。それは一年の年貢貢納を双方で確認する予祝的な場である。

表1は寛正四年を初出とする『山科家礼記』で確認できる「五人鏡」のメンバーである。応仁の大乱の影響で正式に行えない年もあったが、寛正四年の①②③の三人は既に、六年前の康正三年にその名が見え、③のさへもんは「山の詫び事」に十五貫文を出し、許されているので、山守である⁽⁸⁴⁾。応仁二年の③道妙はさへもんを継ぎ、文明四年に彦七に代わる。道妙は笠取の柴十四荷を納めているので、山守の系譜だろう⁽⁸⁵⁾。文明十二年に登場する兵衛九郎は道教と家系的につながっている可能性が高い。⑤おうちは応仁の大乱を機に途絶え、乱後は在地化した被官人五十嵐弥五郎が担っているが、久守の意向であろう。寛正四年の「五人鏡」は政所も含めて山守衆が占めていたと考えるが、

応仁の乱以後は弥五郎と四人の山守衆が担ったのだろう。何故なら、明応元年の「山守不寝番」は三郎兵衛、三代目政所二郎九郎、七郎左衛門、兵衛九郎、四郎兵衛の五人であるが、四郎兵衛は同年の「五人鏡」のメンバーではないからである⁽⁸⁶⁾。確実に言えるのは寛正期より①政所一族②三郎兵衛一族は山守の上位二家、兼帯の政所を除くと、筆頭山守は、道金を受け継いだ三郎兵衛である。

次節では、御所山の管理以外に課せられた三郎兵衛の公事を考察し、彼の活動を具体的に示したい。

(2) 三郎兵衛の課役

東庄には一年を通じて、本年貢の他に様々な季節の貢納品が課せられている。それは現地の特産物の竹であったり、山野の旬の食材であ

ることが多い。藤木久志氏は、当所の年間行事や貢納物の記述を歳時記として読み取り、中世の荘園の暮らしを民俗学的観点から明らかにした⁽⁸⁷⁾。

『山科家礼記』には、多彩な貢納物が散見されるが、応仁の大乱も終り、東庄の経営も軌道に乗った文明十二年、十三年の貢納物を参考に挙げる。下は貢納者である。なお、彦七は文明十二年十二月「おとな成」を経て七郎左衛門となっている⁽⁸⁸⁾。

- ・正月 若菜 政所・三郎兵衛・彦七・兵衛九郎
御鏡 政所・三郎兵衛・彦七・兵衛九郎・弥五郎
十疋 山守五人(年賀礼)
- 百文 政所二郎衛門・三郎兵衛・彦七・兵衛九郎・又二郎・二郎九郎・左衛門九郎・彦大郎(年賀礼)
- 三毬丁竹 三郎兵衛・彦七・清範
- 柴 三郎兵衛・彦七・清範
- ・三月 蕨 三郎兵衛(兵衛九郎)・彦七・二郎衛門・清範
- ・四月 岩梨 政所
筍 政所
蓬 三郎兵衛・彦七・清範
- 楊梅 政所
- ・六月 茅草 政所二郎衛門・三郎兵衛・彦七・清範
- 柴 彦七・清範
- ・七月 柴 彦七・清範

- 柚子 七郎左衛門
- ・八月 八朔祝 政所二郎衛門・三郎兵衛・彦七・禪宗・林衛門
栗枝 政所
- 白栗 政所
- ・九月 栗年貢 政所二郎衛門・三郎兵衛・七郎左衛門・林衛門
彦二郎・清範・禪宗
- ・十二月 十疋 政所二郎衛門・三郎兵衛・七郎左衛門(歳暮)

以上から課役は政所・三郎兵衛・彦七(七郎左衛門)三人の山守が中心となって担っていることがわかる。正月は佳例の若菜に始まる。山科家が禁裏に進上する三毬丁の竹数百本は、当地の竹が禁裏へ献上されるという山守の矜持及び禁裏への忠節心とも結びつく。三郎兵衛は五十廉二百本と、彦七と清範の十廉四十本に抽んでる量である。清範は「山守庵衆」(山守あんてう)と呼ばれる山林を管理する寺庵であり、表1の寛正四年、応仁二年の⑤おうちであると考える⁽⁸⁹⁾。寺庵でありながら、三郎兵衛と共に三毬丁竹と御所山の蕨や柴と栗を納めているのも、山守の出自だからである。八月、九月の禪宗も同様の山守庵衆であろう。山守と山守庵衆は御所山に加えて竹林、栗林の管理も任されていた。政所が単独で収める岩梨、筍、楊梅などは、政所屋の産物かもしれない。茅草や八朔祝の柿なども、貢納品自体にさほどの価値はなくとも、節季の行事に不可欠である。こうしてみると三郎兵衛は筆頭山守として殆どの公事を担っていることがわかる。

特に九月の栗は、他の公事と異なり、「栗御年貢」と呼ばれ、最重

要視された。貢納者は山守衆と山守庵衆である。八月には収穫の予祝として「栗枝」や「白栗」が政所より届けられる。栗年貢は教言以来、山科家の贈答資源に設定されていた。秋に一斉に納められる栗は等級を吟味され、その大半が数日内に禁裏を筆頭に諸家へ贈られた。かつて拙稿では、栗の栽培地と贈答先を考察したが、「林殿」と「大篋」という、後白河上皇の御所跡という故地で収穫される栗が重要視されたことを述べた。⁽⁹¹⁾ 応永期以来の根本栽培地の管理と貢納を担っているのが、三郎兵衛と政所衛門の一族である。表2は、栗の栽培地別の貢納者と貢納量の推移を示したものである。

表2によると応永期より大乱の終息までは、断片的な史料ではあるが、主たる栽培地は山科御所の遺跡・「林殿」と東庄の鎮守岩屋宮前の竹林「大篋」だけであり、貢納量も少ない。贈答用ではあっても、進上する先も限られていた。無論、『教言卿記』は当主の日記であるから地下の貢納者の名前などの記載はない。当該期には設定されていた政所を含む山守衆が貢納者ではないかと推測する。応仁から文明年間になると、貢納者に政所と三郎兵衛の名が現れるが、栽培地はまだ応永期と同じである。

しかし、文明十二年を境に栗年貢は栽培地と貢納量が一気に増える。根本栽培地「林殿」と「大篋」以外に「新宮林」や「へんつい殿西林」に拡充され、山守七郎左衛門や兵衛九郎が担当している。貢納総量も一石を超える。この背景には、大沢久守個人の贈答先が別に設定されたことがある。

三郎兵衛は史料で見る限り、父道金の時代より四十年間、「林殿」

の栗年貢を納め続けている。⁽⁹²⁾ しかも、大乱後は三斗九升五合と政所の二斗四升を上回る量である。筆頭山守として、由緒ある「林殿」の栗を最大量納めているのである。禁裏へ献上される栗を納めること自体が自己の資格を引き上げる。

被官五十嵐弥五郎の兄の林弥九郎衛門・彦大郎親子も栗を貢納しているが、栽培地はわからない。持ち山の栗の可能性もある。⁽⁹³⁾ 明応七年、代官の大沢久守が死去すると、東庄は山科家の直務地となる。やがて林殿の栗は三郎兵衛の子彦衛門が継ぐが、貢納量も減り、諸貢納者に未進が発生するのが見て取れる。

その後、天文二(一五三三)年には、山科言継へ政所より栗一斗が納められている。⁽⁹⁴⁾ 本来は「三斗九升候所也」とあるので、「林殿」の栗であろう。未進は前月の政所沢野井越中守の死去に起因すると推察する。⁽⁹⁵⁾ 年齢的に見て、三郎兵衛の嫡男彦衛門であろう。後日一斗二升は納められるが、一斗五升は未進であった。言継は政所の死を穢れとして、禁裏には進上していない。⁽⁹⁶⁾ 栗年貢の記事はこれが終見である。『言継卿記』に再び秋季の記述が登場するのは、天文十三年であるが、もはや年貢栗が納められた記事はない。それまでに栗年貢は終焉したのであろう。しかし、筆頭山守三郎兵衛の一族は、他の栽培地が廃れても、最後まで「林殿」を守り、栗年貢を納めたのである。天文十七(一五四八)年に、山城国は幕府の御料所となり、山科家は名字の地である膝下荘園東庄を失い、諸年貢も終焉する。山科家の贈答資源は、「栗」より言継が処方する「葉」へと品を変えて行く。⁽⁹⁷⁾

の栗貢納

			取 分		出 典
⑥へんつい殿西林	⑦貢納者のみ	合 計	本所分	北殿分	
		不明			『教言』
		1斗以上			『教言』
		不明			『教言』
		不明			『家礼』
		不明			『家礼』
	衛門入道 1斗 1升、かうしやひやうへ 1斗 4升	2斗 5升			『家礼』
	三郎兵衛 7升、新右衛門入道 1斗 1升	1斗 8升			『家礼』
					『家礼』
	真増 5升	5升			『家礼』
	長拾坊百・箱	百個	百個		『言国』
					『家礼』
南としより 3升	はやしのゑもん 1斗 3升、せいはん 2斗		① 1斗 5升② 1斗 5升、⑦はやしのゑもん 5升	⑧ひこ二郎、1斗 + ⑦せいはん 2斗	『教言』
又二郎 3升	いや九郎ゑもん 1斗 3升、せいはん 2斗		① 1斗 5升② 1斗 5升、⑦いや九郎ゑもん 5升	⑤七郎左衛門 1斗 + ⑦清範 2斗	『家礼』 『言国』
欠	欠		欠	欠	『家礼』
記載なし	ひこ大郎 1斗 3升、泉蔵 1斗、せいはん 1斗		記載なし	記載なし	『家礼』
藤二郎 3升(おいちの林)	ひこ大郎 1斗 3升、泉蔵 1斗、せいはん 1斗		記載なし	記載なし	『家礼』
七郎さへもん 3升(おいちの林)	彦大郎 1斗 3升、泉蔵 1斗、せいはん 1斗		① 1斗 5升② 1斗 5升、⑦はやしのゑもん 5升	⑦泉蔵坊・清範 1斗 + 七郎左衛門・奥の兵衛 1斗	『家礼』
藤二郎 3升(おいちの林)	彦大郎 1斗 3升、泉蔵 1斗、せいはん 1斗		① 1斗 5升② 1斗 5升	⑤七郎左衛門 1斗 + ⑦泉蔵坊 1斗	『家礼』
	泉蔵坊 1斗、清範 1斗		① 1斗 5升② 1斗 5升	⑤七郎左衛門 1斗 + ⑦泉蔵坊 1斗	『言国』
	泉蔵坊 1斗、清範 1斗		① 1斗 5升② 1斗 5升	④・⑤ 1斗 + ⑦泉蔵坊・清範 1斗	『言国』
			① 1斗 5升② 1斗 5升	⑦ 1斗 + 1斗(④⑤?)	『言国』
	桂正庵 5升・未進 2升、オクノ彦大郎 5升		全て		『言国』
	泉蔵坊 1斗、清範 1斗、1斗名不知		全て		『言国』

表2 栽培地別

年号	栽培地				
	①林殿	②大篁	③四松殿	④大峯	⑤新宮林
応永12年	○				
応永13年	○	3 升某	7 升		
応永14年					
長祿元年					
寛正4	4 斗2 升	2 斗3 升			
応仁2年					
文明2年					
文明3年					
文明4年					
文明8年					
文明9年					
文明12	三郎ひやうへ3斗9升5合	二郎えもん1斗5升		禪宗7升	彦七1斗
文明13年	三郎ひやうへ3斗9升5合	二郎えもん2斗2升		禪宗7升	七郎さへもん2斗
文明18年	欠	欠	欠	欠	欠
長享2年	三郎ひやうへ3斗9升5合	二郎九郎2斗4升		兵衛九郎7升	七郎さへもん・ひこ二郎3斗
延徳元年	三郎ひやうへ3斗9升5合	二郎九郎2斗		兵衛九郎7升	七郎さへもん・ひこ二郎2斗
延徳3年	三郎ひやうへ3斗9升5合	二郎九郎2斗5合、3升5合未進		兵衛九郎7升	七郎さへもん1斗・ひこ二郎1斗
明応元年	三郎ひやうへ3斗9升5合	二郎九郎2斗4升		記載なし	七郎さへもん1斗・ひこ二郎1斗
明応2年	三郎兵衛(3斗9升5合か)	二郎九郎(2斗4升か)		奥兵衛	七郎左衛門1斗
明応3年	三郎兵衛(3斗9升5合か)	二郎九郎(2斗4升か)		奥兵衛	七郎左衛門1斗
明応7年	三郎兵衛(3斗9升5合か)	二郎九郎(2斗4升か)		記載なし(北殿分か)	記載なし(北殿分か)
文亀元年	越中2斗7升彦衛門1斗	政所1斗2升、5升未進		兵衛九郎5升(2升未進)	七郎左衛門1斗
文亀2年	越中3斗9升彦衛門1斗	政所1斗5升		桂正庵5升(2升未進)	七郎左衛門1斗、未進

出典 『教言』 = 『教言卿記』、『家礼』 = 『山科家礼記』、『言国』 = 『言国卿記』

(3) 三郎兵衛の経済力

この節では、先行研究でも論じられてきた、富裕なおとな層としての、三郎兵衛の経済力の源泉について考察してみたい。

三郎兵衛は前述したように、すでに親の道金が筆頭山守として初代政所衛門入道とともに、東庄を主導するおとな層であった。道金は久守に数貫文を融通している。⁽⁹⁸⁾また、寛正四年に、御所山の若林の詫び事で山科家に納められた十五貫文も、史料3に即してみると、山守五人が連体責任を担っていた可能性が高い。三郎兵衛の初見である寛正四年には、「五人鏡」は政所・道金・さへもん・道教・おうちである。道金は政所とともに「大宅兩人」と言え、佳例の若菜や三穂・丁竹も、「林殿」の栗年貢も担っている。三郎兵衛はその立場を継いでゆく。道金は文明十二年に十七年忌を修されているので、没年は寛正五年となる。⁽⁹⁹⁾

応仁二年には、三郎兵衛は「かうしや兵衛」「好子屋兵衛」と称されるようになる。屋号を有する、経済規模であることがわかる。実際に、大乱の最中、京より下向してくる代官久守に宿所を提供し、一門の食事や酒席をことごとく用意する経済力であった。「好子屋」は「麴屋」と考えられ、当該期の酒醸造に不可欠の麴の独占販売が背景にあることが推測できる。この屋号が三郎兵衛の代に成ったものか、父道金の時代から続くものかわからないが、長禄元(一四五七)年にすでに「ひもの屋」なる屋号も出てくるので、道金の代に遡るものであろうか。⁽¹⁰⁰⁾「ひもの屋」とは「檜物屋」で、檜の桶、樽などの製造販売

業と思われ、これも山守の系譜の者と考えられる。大沢氏は内蔵頭を世襲する山科家の家司として、内蔵寮目代の地位にあり、内蔵寮や付属の御厨子所に属する供御人を管轄していた。その権限を以て、山守などの有力層に有利な営業許可を与えていた可能性もある。⁽¹⁰¹⁾

また大宅郷には山科家の領地の他に、それぞれ領主の異なる散在田が多数あったので、その耕作を担う郷民が多数いたと考える。三郎兵衛も久守より、醍醐寺報恩院の下地二反の作職を与えられている。⁽¹⁰²⁾また弟の掃部も勧修寺八幡田の下地を預かっている。⁽¹⁰³⁾早くは寛正四年に道徳も久守より下地一反を預かり、三百文を札として納めている。⁽¹⁰⁴⁾また道林も東庄内の与二郎作職の下地を買得した札銭十疋を納めている。⁽¹⁰⁵⁾中世後期は土豪や名主層の下地買得による不動産集積も顕著になり、生産性の向上に伴い、本年貢の斗代より加地子が上回る場合もあった。三郎兵衛も庄内の散在田や名田の作職や加地子を得ることにより、その経済規模を拡大していった可能性が高い。また、前述したように山科七郷のはぼ全在家が、久守より内蔵寮供御人の商売札を交付され、商業に従事していたという特殊性を考えれば、郷民はある程度の現金収入を見込めた。三郎兵衛が郷内を営業範囲として麴販売を独占していたことも十分考えられる。⁽¹⁰⁶⁾

さらに大沢久守は三郎兵衛にしばしば借金をしている。大乱の影響で地方荘園からの年貢も滞り、領主の家計が苦しい応仁二年を例に取ると、「かうしやひやうへひけいにて料足参貫文六文子定借用、秋までとのふん也」⁽¹⁰⁷⁾、「好子屋兵衛秘計ニテ代二貫文御借用、六文子定八月可返弁の由定候也」⁽¹⁰⁸⁾と利子六文(百文毎)を定めた契約を交わしている。

この年に久守は政所の娘にも料足百疋を六文子で借りた上に、政所衛門入道にも八百文を融通してもらっている。さらには政所の親族と思われる長拾坊にも日銭の利子六十文を払っている⁽¹¹⁾。注目すべきは全ての借銭に利子が派生していることで、支配関係を越えた貸借条件が貫徹している。また文明二年に、山科家が坂本に疎開用の家屋を購入した折も、代金七貫五百文の大部分を使用人の竹阿弥や智阿弥あるいは地下の個人から借り、賄っている⁽¹²⁾。「秘計」とは多分に好意的な表現ではあるが、三郎兵衛は金融業も展開していたと思われる史料がある。

史料4 「錢主五分一賦引付」(文明十二〜十七年分)

一 沢野井三郎兵衛久家 十二 廿五

飯加 常林坊 五貫五百文

文明十二(一四八〇)年九月十四日に京で起こった土一揆には、分一徳政令が出された。それは(借銭の十分の一)分一銭を幕府に納入すれば、債権または債務契約の破棄が求められるもので、十八日には山科七郷も蜂起し京都へ出向いている⁽¹³⁾。

山科家でもいや五郎以下三人を警固のため上洛させ、四貫百文の質物を取り戻している。文明十二年の徳政一揆については百瀬今朝雄氏の研究に詳しい⁽¹⁴⁾。分一銭は、室町幕府が、土一揆の被害で土倉より納入される公金の減少を補うため考案した措置であり、嚆矢は享徳三(一四五四)年の土一揆である。それは債務者と債権者の相反する利害を利用して強制的に納入させる方法である。つまり、借主(債務者)が

債務破棄を認めた奉書を持たぬ場合は、錢主(債権者)が奉書を申請して分一銭を納入すれば、債権が確認され、債務破棄を無効にできるのである。引付には「沢野井三郎兵衛久家」が錢主として登録されている。「久家」は烏帽子親の久守が付けたものであろう。『山科家礼記』に沢野井姓が初見されるのは明応元(一四九二年)であるが、史料4から、既にこの段階で沢野井姓を冠していたことがわかる⁽¹⁵⁾。三郎兵衛は奉行人飯尾加賀守に奉書を申請して、五分一の分一銭を十二月二十五日に納め、借主常林坊の債務破棄を無効にしている。金額自体多額ではないが、「好子屋三郎兵衛」の高利貸としての存在形態が見えてくる。常林坊については不明であるが、おそらく三郎兵衛は山科七郷内で、金融活動を展開しながら、経済的基盤を盤石にしたと思われる。酒屋が土倉を兼ねていたように、麴屋と金融業との関連も同一である。その観点でみると、文明三年の子息の「小袖エリ立祝」⁽¹⁶⁾や、長享二年の嫡男の「元服祝」⁽¹⁷⁾も彼の抽んでた経済力に裏打ちされていると理解できる。

「衿立祝」には久守宅に米銭と柴を持参し、宴席のもてなしを受け、子の「とらわか」へは小袖や返礼の品々が下されている。十七年後の「元服祝」には、烏帽子親の重致へ三貫文と種及び酒肴数種を進上した上で、本所言国へも同様の品々を献じている。沢野井家にとって、嫡男の元服は特別の意味があったのである。

第三章 三郎兵衛の家の継承と家格の形成

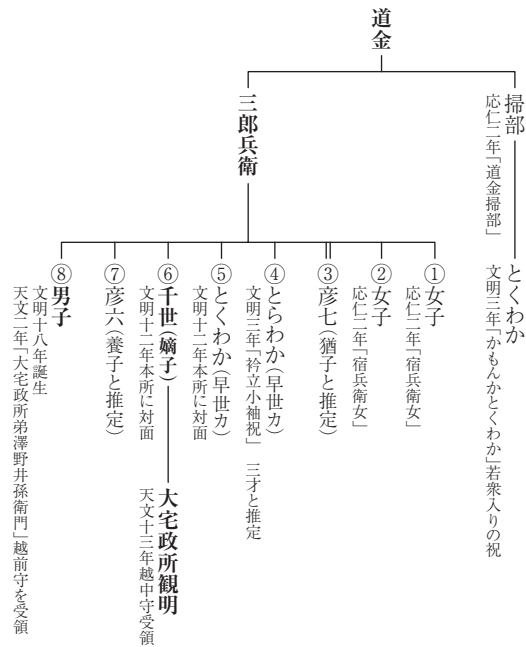
(1) 三郎兵衛の系譜

図3は『山科家礼記』と『言国卿記』から該当記事を拾い作成した、三郎兵衛一族の推定系図である。政所上田家、大沢久守被官五十嵐家に続いて筆頭山守沢野井家の系譜を不十分ながらも追うことは、近世移行期に上田家と政所の交代を果たし、当家の近世へつながらる家格の形成過程の一端を示すことであり、近世移行期の京郊の在地の動向を考察する一助になると考える。

三郎兵衛の親の道金は、康正三(一四五七)年に政所衛門入道、さへもん(左衛門)とともに、東庄を代表する三人としてその名が散見する。この三人は山科家の支配体制にとって重要な役を担う山守衆である。特に「さへもん」については今まであまり考察されてこなかったが、次節で取り上げたいと思う。

寛正四年、三郎兵衛は道金の嫡男として山守の職務を継ぐ段階にあったと考えるが、その年の若菜も五人鏡の餅も、道金が納めている。おそらく、三穂丁竹、「林殿」の四斗二升の栗も筆頭山守の道金が担ったのだろう。翌年の道金の死後、三郎兵衛は山守衆の地位についてと思われる。応仁二年一月三十日には、自宅「カウシヤ」に久守を招いて鏡餅を据えている。道妙、道教、おうち(のちの清範)の三人も集い、餅を据えている。久守は三郎兵衛の烏帽子親として、史料4に

図3 筆頭山守衆・沢野井三郎兵衛の推定系図



「沢野井三郎兵衛久家」とあるように、三郎兵衛に「久」の一字を与えた。

『山科家礼記』応仁二年二月の記事から三郎兵衛の家族の構成を知ることができる。久守の補佐役の大沢重胤は三十代半ばに達したであろう三郎兵衛のことを「宿年老兵衛」「宿兵衛」と記している。三郎兵衛と政所から餅と酒を振舞われた重胤は「宿年老兵衛 同内 女二人 衛門入道 同女 二郎九郎 同女餅を沙汰御酒給也」と両者の家族を記している¹⁰⁾。この時点で三郎兵衛には娘二人(系図①②)しかいないようである。しかし、同年三月に「今朝長門守殿 予二人宿兵衛男祝として 赤飯沙汰也」とあるので、三郎兵衛に祝い事があったことがわかる¹⁰⁾。

「赤飯」の振る舞いは子の誕生を思わせる。その場合は、文明三年に「小袖エリ祝」をした「とらわか」の可能性が高く、とらわか(系図④)はその時三才となる。地下の元服(烏帽子儀)が九才であることは明確なので、地下の「エリ立祝」は三才と仮定すると、公家の「袴着」に相当する儀礼であろうか。とらわかは、三郎兵衛の嫡男と位置付けられる。三郎兵衛にとっては跡継ぎの披露を兼ねた上洛であったのだろう。

その後「とらわか」が無事に成長しているならば、文明九年に元服の年を迎えるはずであるが、文明九年の『山科家礼記』に該当記事はない。従って、文明十二年に登場する三郎兵衛の二人の子「とくわか」「千世」の何れも「とらわか」ではない。⁽²²⁾「とらわか」は文明三年以降早世したと推測する所以である。

「とくわか」と「千世」はその後どうなったのであろうか。長享二(二四八八)年、九才で元服を行い「家をつく子」として命名された彦三郎の誕生年は文明十一(一四七九)年となる。此の年久守の記録は欠けているが、おそらく弟の「千世」であろう。嫡男と期待されていた兄の「とくわか」がその後無事成長していたら、長享二年までに元服を迎えたはずである。「千世」が「家を継ぐ子」にならなかつただろう。「とくわか」もある段階で早世したと考えざるを得ない。子の順調な成長は当該期でもなお不安定なものだった。憶測ながら、二人の嫡男を失った三郎兵衛はさぞや悲嘆にくれたであろう。

元服後無事に成長した彦三郎(千世)は、明応元(一四九二)年十三才で、父の代理として山科家の山守不寝番に初めて参加する。⁽²³⁾山科家の

警固が手薄な中、「山守のねすはじまる」とあるので、不寝番は山守に課せられた特別な役務であることがわかる。第一夜は五十嵐弥五郎であった。文明十二年より正月の「五人鏡」を担ってきた五十嵐弥五郎は在地被官として山守五人を統括する立場である。山科家の不寝番は山守に課された特別な任務であったが、今回は長丁場なので、久守の家人と合わせて十人が担当した。⁽²⁴⁾三郎兵衛は少なくとも五十台後半に差し掛かっていたと思われるので代理を立てることが許されたのであろう。逆に三代目政所二郎九郎は「風氣トテ下部代上候事曲事候也」と久守より叱責されている。⁽²⁵⁾道金より三代目の彦三郎に筆頭山守としての期待が込められていた。

系図⑦の彦六については一考の余地がある。彼は生年不詳であるが、延徳元(二四九一)年十二月に細川政元家臣の安富元家の被官である事が露呈し、謝罪する折帑を山科家に提出している。

史料5 『山科家礼記』延徳元年十二月二十日条

畏申上候 仍こんとやすとミほうへまかりいて候事せひなく候、
れんれん二ほうこうをはつし候て、とのさまの御ほうをいせ申候
へく、此よし御心へ候て御ひろうあるへく候、

恐惶謹言

十二月廿日

ひこ六判

ちく御申

前年の長享二年は、三郎兵衛の彦三郎の元服があったばかりである。

ようやく後継が決まった沢野井家において、庶子彦六の武家奉公はその事と無関係とは言えない。さらに留意すべきは、同年九月に、言国が足利義尚の鈎の陣へ礼参する為の費用を届けに上った若衆の一人が「三郎兵衛養子」と記されていることである。⁽¹²⁹⁾

三郎兵衛は後継ぎに恵まれなかった。とらわか、とくわかと亡くし、残った千世が無事元服を迎えられる保証はない。万一の場合に備えて、ある段階で養子を迎えた可能性は高い。それが彦六ならば、彦三郎が元服の後に他家の被官人になる選択も十分考えられる。彦六は沢野井家の後継が定まる迄の予備軍だった可能性もある。しかも、文明十三年にはとくわか・千世の二人が年始の礼で久守を訪れているので、養子はそれ以後、文明十八年までに迎えられるのではないだろうか。なぜならその年に三郎兵衛にはもう一人男子(系図⁽⁸⁾)が生まれているからである。安富家の被官を外れた彦六は、その後再び若衆として活動している。⁽¹²⁸⁾

一方嫡男彦三郎は彦衛門になって文亀元(一五〇二)年より「林殿」の栗年貢を納めている。二十二才の「おとな」はかなり若年だが、晩年の三郎兵衛にとって家の継承は切迫した問題であったのだろう。彦衛門は天文二(一五三三)年「大宅郷政所沢野井越中守」として死去したことは前述した。⁽¹³⁰⁾ なお、同年に越前守を受領した「大宅政所弟沢野井孫衛門」は文明十八年に生まれた子であろう。⁽¹³¹⁾

三郎兵衛自身も明応十年の『言国卿記』には「越中」と記されているので、当該期すでに官途を受領する侍身分の家を形成していたのであろう。⁽¹³²⁾

なお、系図⁽¹⁾⁽²⁾の娘のうち延徳元年、勤修寺村に嫁いたのは⁽²⁾の娘であろうか。⁽¹³³⁾

系図⁽³⁾に入れた七郎左衛門は「三郎兵衛子」と認識されているが、詳細を詰めると疑問が残る。次節で検討することにした。

(2) 山守七郎左衛門の系譜

七郎左衛門の烏帽子名は彦七である。初見は三郎兵衛と同じく、寛正四(一四六三)年の正月四日の年賀上洛の場である。政所以下東庄の面々に交り百文を納めている。九才の烏帽子成を経て、村の公事や課役を担うようになるのは、前述の彦三郎の初めての不寝番出仕が十四才であったように、十五才前後である。彦七は同年、歳暮の札に「たる一・とり一番・料足十疋」を一人で持参しているので、同年代であろう。⁽¹³⁴⁾ その後、文明十二年に東庄岩屋社で「おとな成」を済ませ、七郎左衛門を名乗り、山守衆として文亀二年(一五〇二)年まで栗年貢を納めている。⁽¹³⁵⁾ 三郎兵衛と共に山守としての活動時期が最も長い人物である。

七郎左衛門は三郎兵衛の子とされているが、それは長享二年の「大宅山守衆今日出来候、五人十疋坎、三郎兵衛・同子七郎さへもん十疋宛、各ハ彦兵衛方へ其内二十疋出之、今日十人也」⁽¹³⁶⁾「自東庄糸ほし子各出来候也、予分ハ三郎ひやうへ・同子七郎さへもん也、残りハ彦兵衛か也」⁽¹³⁷⁾(傍線筆者)の二点の記事によるのみである。確かに、文明十二年より三郎兵衛と共に、佳例の若菜、「五人鏡」、三穂丁竹、蓬、柴、栗年貢と山守衆に課せられた公事を担っているので、当然山守衆三郎

兵衛の子としても疑問は起きない。しかし、それならば、何故嫡男に定めなかったのだろうか。前述の応仁二年に重胤が記した三郎兵衛（宿兵衛）の家族には、内（妻）と女二人のみで彦七はいない。また、彦七が山守の課役を確実に担い始めた文明十二年、政所の一族と思われる寺庵長拾坊（後の普門庵）の子の「庵入祝」の折、縁先に召された二人の子は幼い「とらわか」と「千世」であり、彦七の姿はない。政所一家五人と三朗兵衛親子三人だけが盛大な宴に席を連ね、言国より酒を下されている。⁽¹³⁾最も名誉な席において、三郎兵衛は自分の幼子と彦七を明確に区別しているのである。山守五人の一人でありながら、三郎兵衛の嫡男ではない。しかし久守からは「三郎兵衛子」と認識されている彦七の存在形態を再検討してみる余地は十分ある。

彦七が三郎兵衛の実子ではないという一つの根拠として実母の存在がある。延徳三年五月十四日に久守は日記に「昨日大宅七郎さへもんか母円寂。歳八十余也」と記し、初七日には家人のつるわかを弔問に派遣している。⁽¹³⁾久守の記述からは、実母と三郎兵衛との関係は読み取れない。七郎左衛門が実子なら前妻である。しかし享年から逆算すると、三郎兵衛の初見である寛正四年には、七郎左衛門の母は五十八才を越えている。三十才前後と想定した三郎兵衛の妻ではあり得ない。やはり、彦七は三郎兵衛の養子あるいは猶子であろうとの結論に達する。

その観点から、改めて彦七に的を絞って、その動向を分析すると、一つの興味深い記事が浮かびあがる。

史料6 『山科家礼記』長祿元（二四五七）年十一月二十日条

一、ひ物屋子ゑほしき本所へもたる、これへもたる、本所に小袖被下也、これには一貫とらせられ候也、

史料からは「好子屋」と並んで「ひ物屋（檜物屋）」を屋号とする有力なおとな層がいたということ、その子の烏帽子成に本所（山科顕言）から小袖を下賜されていることがわかる。後の長享二年の三郎兵衛の嫡男の元服に匹敵する規模である。烏帽子親は当然久守である。無論、「ひ物屋」を「好子屋」の前の屋号とみることも可能である。その場合、元服の子は三郎兵衛となる。六年後の寛正四年には十五歳であるから、たとえ既婚であっても彦七との親子関係は成立しない。また十五才は「おとな成」には早すぎる年である。やはり、「ひもの屋」の子は別の存在と考えるのが合理的であろう。

『山科家礼記』康正三年七月に長祿に改元⁽¹⁴⁾に登場する東庄のおとなは道金、政所衛門入道、さへもんの三人に限られている。また十二月六日条には「東庄おとな、大澤のはうす上洛候て、さへもんか事御わひ□、料足拾五貫出候也、わかはやし又その外の事かたり申候て、ゆるされ候也、さけをあたへ候也」とある。これは史料3の山守の定に連動する行為である。さへもんが御所山の若林などで掟を破る行為をしたことに対して、「山守五人」が謝罪を申し入れ、一人三貫文の詫料（罰金）計十五貫文を進上したことを意味する。さへもんは政所や道金と並ぶ山守衆であったことがわかる。さへもんは後日、再び久守に二貫文を持参している。⁽¹⁴⁾

以上から、さへもんは山守衆で、御所山への入山を許可される既得権から、檜皮を扱う副業につく富裕なおとな層であったと考えたい。

そうすると彦七は「ひもの屋左衛門」の嫡男の可能性が浮上してくる。その仮定に立てば、寛正四年には十五歳になり、東庄の若衆として年賀礼や父の代理で歳暮の挨拶に参上するのも領ける。その観点で改めて見ると、道金が三郎兵衛を、政所が二郎九郎を伴って年賀礼に上洛したように、彦七も父左衛門に同道した可能性が高い。三郎兵衛とは一回り以上の年令差と言えるが、親子ほど離れてはいないことになる。当該期の山守五人はこの三人が上位三人に位置した。残る二人は道教とおうちであることは前述した。

その後再び彦七の姿が登場するのは応仁二(一四六八)年である。二十才と推定される彦七は、二代目政所になる二郎九郎らと同じ若衆として、本所言国の上洛の供奉を務めている。⁽¹⁴⁾彦七の父と想定した「さへもん」の名は、寛正四年を境に消える。文明四年に彦七が政所、三郎兵衛と三人で「五人鏡」を担うまでに、「さへもん」は死去した可能性が高い。応仁二年の「五人鏡」の一人道妙は彦七が担うまでの中継ぎだったのかもしれない。⁽¹⁵⁾長禄以来の山守衆の一系譜が中断してしまつたのである。その時、後ろ盾になつたのが三郎兵衛であろう。山守「さへもん」は三郎兵衛の親族あるいは縁者の可能性が高い。そう考えると彦七の「左衛門成」も説得性が増す。

七郎左衛門は、長享二年(一四八八)年に「七郎左衛門よめよひ候にて」と、結婚している。⁽¹⁶⁾しかし、翌長享三年に、「七郎さへもんか子」が地下番衆を務めているので、おそらく再婚であろう。⁽¹⁷⁾翌延徳元年に

「おいちの林」(表2)の粟三升を納めている藤二郎は、明応元(一四九一)年に「ねず七郎さへもんか代藤二郎上り候也」⁽¹⁸⁾とあるので、彼の子と思われる。

改めて、長享二年に七郎左衛門が久守に「三郎兵衛子」と特筆される理由を考えてみると、この年に、七郎左衛門が沢野井家の猶子になつたからではないかと考える。その背景には、同年に彦三郎が家を継ぐことに決まり、沢野井家の将来を安堵した三郎兵衛が、康正年間よりの山守の一系譜である七郎衛門を一族に組み込み、家格の向上を図つたことがあるのではないか。もし、もつと早い段階で猶子と成していたのなら、長享二年に初めて、久守が「三郎兵衛子七郎さへもん」と日記に記す必要もなかったと考える。

以上の分析、検討から、七郎左衛門は三郎兵衛の実子ではなく、猶子であると判断した。何れにしても、三郎兵衛の一族は山守二人を輩出する家格を創出したわけである。

(3) 三郎兵衛の家格の形成

三郎兵衛の没年はわからないが、『言国卿記』の終年の文亀二(一五〇二)年まで、筆頭山守の職務を果たしている。当該期の『言国卿記』では専ら「越中方」と称されているので、領主より「越中守」を受領する家格を形成していたことになる。志賀氏は三郎兵衛の存在を豊かな経済力、筆頭山守として領主の領有権と地下の利益権の保障を担う管理能力、政所と並び東庄の年貢収納の円滑化を担う解決能力、また山科家の文書を入れた皮籠や唐櫃を預かる保管能力など、様々な機能

を果たしている存在形態を、山科家の東庄支配に不可欠な「沙汰人」と位置付け、評価している。⁽¹⁴⁶⁾ 沢野井越中守久家は、地下とおとなのフラットな構造で理解されてきた東庄において、中近世移行期に特有な中間層として、地下より優位な身分と家格を有した地侍的存在と云うべきであろう。

同じく上田姓を有する政所一族も、管見の限りは四代目二郎九郎までは世襲による荘官の地位を維持してきたが、次代への引き継ぎが順調だった二代目二郎衛門以降は、未熟な年令ゆえの御所山の管理や年貢の収取体制の不備、親の代の借銭の問題の浮上、栗年貢の未進などが続き、荘官として実務能力の低下が目立つようになる。それを補完する形で、さまざまな場で実務能力を発揮する、例えば寺庵衆や東岩屋社供僧、政所代といった沙汰人的存在が確認できるといふ志賀氏の指摘は首肯でき、三郎兵衛において最も顕著だと考える。

天文二二(五三三)年九月十八日、山科言継は日記に「今日大宅郷政所澤野井越中守遠行云々不便々々」と記す。「大宅郷政所」とは、長享二年に元服をした三郎兵衛の嫡男彦三郎であろう。後に彦衛門となつた彼は、当該年五十四才である。三郎兵衛の代ではおそらく実現しなかつた政所交代が、次世代で実現したことになる。その決定が領主の意向か、地下の選択かはわからない。文龜三年に言国が没した時、残された言綱は十七才であつた。なお、志賀氏が指摘するように、⁽¹⁴⁷⁾ 政所交替の理由と時期に関しての明証はないものの、何れかの段階において、若き領主と実力不足の政所の体制を刷新するためだった可能性が高いと考える。その言綱も享祿三(二五三〇)年、四十五歳で死去す

る。⁽¹⁴⁸⁾

大宅政所沢野井越中守が死去した天文二年に、言継は故政所の弟を越前守にしている。⁽¹⁴⁹⁾ これは文明十八(二四八六)年に生まれた子(系図⑧)であろう。沢野井家は三郎兵衛の時を経て越中守、越前守と複数の官途を代々受領する家格に上昇したことがわかる。

三郎兵衛の生涯を概観すると、多くの子を受けながらも、嫡男の早世を幾度か経験している。その間に養子などの次善策を取るものの、ようやく五十才を超えて嫡男を定めることができた。

嫡男彦衛門はやがて大宅郷政所となり、その弟も荘園領主より官途を受領する家格に到達している。

その後、天文十三年に、大宅郷政所親明は言継に越中守の受領を願ひ出て、言継は「政所存候上者、受領之事申候間」と政所の地位が受領に叶っていることを認めているのである。⁽¹⁵⁰⁾ 政所が領主に希望すれば、受領が叶う地位にあるということはやはり、当該期の侍身分と云うべきであろう。

さらに天文十七年、言継の南都下向の供奉を仕つた「山科衆」十人の内、沢野井一族は、沢野井越中以下同三郎右兵衛、同五郎左衛門、同與三左衛門と四人も占めている。

三郎兵衛の家は山守筆頭として政所を務め、大宅郷に揺るぎない地位を築いていたのである。供奉の一人の関代官・上田新四衛門は、かつての政所の一族であろうが、沢野井家の威勢には及ばなかつたことがわかる。⁽¹⁵¹⁾

同年の五月に山城国は幕府の一円御料所となり、山科家の膝下荘園

である東庄も、当家の手を離れるが、沢野井家の政所就任は弘治四(一五五八)年まで、確認できる。⁽¹³⁾山科家が東庄領主の地位を失って十年後も、沢野井越中人道は、領主よりの受領の恩顧に報いるために言継のもとを訪れ、年賀の酒肴を進上し対面を果たしたのである。

おわりに

本稿では、康正三(一四五七)年より文亀二(一五〇二)年までの約半世紀の山科家の膝下荘園山科東庄の動向を見定めるために、応永期よりの山守衆の筆頭である三郎兵衛に焦点を絞り、「家」の存続と継承過程を、推定家系図を手掛かりに提示した。史料の制約上、あくまでも推定の域を出ないが、三郎兵衛の家格の形成過程も重ねることができたのではと思っている。

また先行研究では年令が示されてこなかった「おとな成」の年令が政所二郎九郎の事例から算定して三十才前後と一つの目安を立てることができた。また従来の研究では触れられなかった山守衆の七郎左衛門の存在形態の検討も試みた。それにより親子とされた三郎兵衛との関係も改めて考察を加え、実子ではないという結論を導くことができた。また、政所一族の推定家系図も作成することで、並列的に叙述されてきた一族の関係もある程度可視化されたのではと思っている。

山科家の膝下荘園の支配体制の両翼を担った政所の「家」と筆頭山守の「家」の存続を比較すると、親子世代の年長的に潤滑な交代がなされなかった上田家の場合は、政所としての地位と家格を保つことが

徐々に難しくなる。逆に、嫡男の決定が遅い時期になされた沢野井家は、父である三郎兵衛が山守衆の一流七郎左衛門を自己の「家」に組み込むことにより、筆頭山守としての地位と家格の上昇と安定化を図り、次世代には政所の交替を実現させた。

中近世移行期の研究は、勝俣鎮夫氏や藤木久志氏の研究視角の提起により、年貢収取の「村請」を軸に、様々な論点の研究が蓄積され、中世後期の村落や社会のあり方が、基本的には近世へと連続していくことが明確に打ち出された。中でも池上裕子氏は、室町戦国期の村落の特徴として「地下の侍身分の成立あるいは転身」を挙げている。⁽¹⁴⁾その観点で三郎兵衛を見ると、沢野井の姓、久家の実名、越中守という官途を領主より受領していること、また筆頭山守として領支配の末端に属すると同時に、村落の指導者として特別の家格を有していた事実などからも、当該期に侍身分の獲得を果たし、「近世の村」への存続を果たした存在と位置づけることができよう。

最後に近世の沢野井家について少しだけ触れて稿を閉じたいと思う。山科七郷は中近世移行期を経て、豊臣秀吉の治世下に禁裏御領としての歴史を歩み始める。⁽¹⁵⁾沢野井家を含めた、地侍とも中間層とも定義される七郷の有力おとな層の一部は山科郷士という、一般の平百姓とは身分、格式を異にする階層に編成される。彼らは禁裏の御用を勤めるが故に「帯刀」を特別に許される。岩上直子氏の研究によれば、一般に郷士とは帯刀人を指すが、山科郷士は「常帯刀」と「常帯刀不仕」の二つの階層に分かれていた。⁽¹⁶⁾

享保六(一七二一)年の「山科郷村々御家人郷士名前帳」の大宅村で

は「常帯刀」の庄屋沢野井清左衛門以下、沢野井姓は五兵衛、治兵衛、伝衛門、吉右衛門、勘兵衛、次郎左衛門、五左衛、権左衛門、小左衛門、伊兵衛と実に十一人の郷士を輩出している。岩上氏の分析によると、大宅郷の郷士二十七人の内、頭百姓林伝右衛門以下九人の林姓の郷士も見える。彼らは五十嵐弥五郎の兄林弥九郎衛門の子孫であろうか。大宅村の「筋目正しき家」の山科郷士の源流は山守として活躍した三郎兵衛や五十嵐一族に求めることができる。

郷士は村内の平百姓を従えながら禁裏御用を勤める立場にあり、岩上氏は諸々の御用を具体的に挙げるが、御所の警固、年頭・八朔の御礼などは中世の山守の公事に遡る役務である。また負担すべき「御用」(費用)の中に、御用洪や柿・筍や御庭木があるのも、東庄の山守衆が負担した公事そのものである。筍は十四村の禁裏御用の藪から掘出した約二千本を納める。特筆すべきは、大宅村の竹藪から切り出した左義長竹を毎年正月十二日に山科家に献上していることである。これは三郎兵衛以下山守衆が、山科家を通じて禁裏へ献上した三毬丁竹と同様である。このように、中近世移行期の山科東庄で山守衆の果たした役割は、そのまま山科郷士に引き継がれたのである。

注

(1) 細川涼一「後白河院の山科御所と源頼朝」(『ヒストリア』第二六七号、大阪歴史学会、二〇一八年)
 細川氏は、大宅家の里にあって、別個のものと考えられてきた「山科御所」と源頼朝が邸宅として希望した「山科沢殿」を同一箇所と比定した上で、「沢殿」が頼朝の父義朝の旧領であることを指摘する。そして

当所が平治の乱後、雅宝僧都の領有を経て、姪の建春門院(平滋子)に寄進後、「山科御所」になるまでの経緯も述べている。

(2) 白井信義「治世の交替と廷臣所領の転変―山科家の係争」(『日本歴史』二五三、一九六九年)

菅原正子①「中世公家の経済と文化」吉川弘文館、一九九八年

(3) 『教言卿記』『言国卿記』『山科家礼記』『言継卿記』ともに群書類従完全会の刊本。

(4) 田端泰子「中世村落の構造と領主制」(法制大学出版局、一九八六年) 飯倉晴武「山科七郷と室町幕府」(豊田武遠歴史記念会「古代・中世史の地方的展開」一九七三年)

志賀節子①「山科七郷と徳政一揆」(『日本史研究』一九六号、一九七八年)

②「戦国初期京郊山科東庄における領主と村―政所・五十嵐方・好子屋―」(『日本史研究』五〇四号、二〇〇四年)

③「山科東庄の地下百姓と山科家代官大沢氏」(細川涼一編『生・老・病・死』二〇一六年、竹林舎)

(1)②③とも「中世荘園制社会の地域構造」所収、校倉書房、二〇一七年)

永原慶二「山科七郷に見る村落共同体」(『室町戦国の社会』一九九二年、吉川弘文館)

拙稿「中世後期の柿の流通と生産活動―山科東庄との関連において」(『京都橘女子大学大学院研究論集』第三号)

(5) 志賀節子前掲書②論文

(6) 『山科家礼記』応仁二年二月二十一日条

(7) 『山科家礼記』長禄元年十月二十一日(御所山伐採に全戸動員)

(8) 『山科家礼記』文明九年十二月十七日(全戸に商売札を発行)

(9) 『山科家礼記』文明十二年二月一七日条(繩の課役の戸数)

(10) 『山科家礼記』文明十八年七月十八日条(棟別銭の調査)

(11) 『山科家礼記』長享二年九月二日条(御所山の柴を全戸に売る)

- (12) 田端氏は注(4)前掲書において、注(10)の戸数に、永原氏は注(4)前掲論文において、注(9)の戸数に言及している。
- (13) 注(5)田端前掲論文
- (14) 『山科家礼記』延徳三年八月二十六日条、「まきしまのものゑほし候ハテ者うり候間、と、め候、」とある。
- (15) 『言国卿記』文明十年十二月二日条、「兵衛尉エホシコ也、即名ヲ付云々、」
- (16) 『山科家礼記』長享二年正月一日条、十一月二十四日条、同二十八日条 この年は正月の大沢久守の孫竹寿丸の元服(九才の割注あり)に始まり、三郎兵衛の継嗣、岩屋社供僧泉蔵の子の元服が続いた。
- (17) 『山科家礼記』文明十八年四月十九日条「彦五郎、母存命之時。小家庭等分宛、就職今別家者、(後略)」とある。
- (18) 『山科家礼記』延徳三年八月二十一日条
- (19) 『山科家礼記』応仁二年五月十三日条、「道金中務入道ナル道音ト申也」
- (20) 『山科家礼記』延徳元年十二月十二日条、「二郎九郎上候、地下おとなかわる、小南中務持候てあまりに地下本公事候てわるき間如此候、」とおとな交代が計られた。
- (21) 『山科家礼記』文明十二年三月六日条
- (22) 『言継卿記』天文十七年五月二十八日条
- (23) 注(2)菅原前掲書②
- (24) 『山科家礼記』文明十二年七月十三日条、長享二年七月十三日条、長享三年七月十三日条、延徳四年七月十三日条
- (25) 『山科家礼記』文明十八年七月十六日条(「御多いはこ二、大たく寺へ下之申」)
- 長享三年六月二十三日条(「今度大宅ニテカル色々、四貫文三郎ひやうへ、五百文泉蔵、三百文大たく寺、後略」)。大宅寺〓大沢寺〓大沢氏〓だいたくと〓読みが共通。
- (26) 『山科家礼記』延徳三年十二月十日条 三代目政所は「大宅里政所上田二郎右衛門尉代預物事」について、親の残した借金を弁済している。

- (27) 『山科家礼記』康正三年八月一日条
- (28) 『山科家礼記』長祿元年十一月十三日
- (29) 『山科家礼記』寛正四年九月四日条、「東庄衛門入道、庵主免しやう也、」
- (30) 『山科家礼記』文明三年十月二十二日条(久守記)
- (31) 『山科家礼記』寛正四年三月十三日条、三月二十七日条
- (32) 志賀氏は前掲論文③で「庵主殿」に触れ、大澤寺初代庵主として、久守と大澤寺の関係を考察されているが、次の記事を摺り合わせるるとやはり、「庵主」は一貫して大澤重康と取るべきだと考える。
- 『山科家礼記』文明三年十月二十六日条「庵主百ヶ日法華經一部人々被書也、」、『同』文明十二年八月十五日条「明日庵主年忌時粥、大澤寺布施廿、りやうく十文、養供卅文、仏十文、普門庵廿文、セイハン廿文、太一座頭五十文、弟子廿文、今日ゆに入候て帰候也、予とき仕也、」、『同』同年八月十六日条「善紹年忌候間、西林庵・桂正庵時布施卅文宛也、」
- 『同』延徳元年八月十六日条、「センセウノ御年忌、南洞院御時、御リヤウへ在之、」
- (33) 『山科家礼記』文明十二年二月七日条
- 長拾坊は、久守と言国両者の日記が残っている文明十三年十一月二十二日条の記事で、久守から「普門庵」と記され、言国は「長拾坊」と呼んでいるので、同一人物であることがわかる。庵主名は普門庵である。彼は、応仁二年、政所屋の東に小屋を作り、政所衛門入道一族に列しているの、故真増坊の親族の可能性が高い。(『山科家礼記』同年三月十六日条、三月十二日条)
- (34) 『山科家礼記』文明四年四月十日条
- (35) 『言国卿記』文明十年十二月十五日条
- (36) 『言国卿記』同年七月十日条
- (37) 『山科家礼記』文明十八年四月十九日条
- (38) 『言国卿記』文明十年十二月二日条
- (39) 注(4)志賀氏前掲書論文②

- (40) 『山科家礼記』寛正四年五月二十一日条「彦太郎名字今日重行と定候也」
- 『山科家礼記』文明三年十月二十日条では、家人の將監方が大乱中の奉公が辛く暇を乞うた時、久守は「此人如此候間心得わるし、いま堪忍候てよて名字かともあるへきと存じ候」と料簡を説き、引き止める。被官のメリットは名字を貰うことであつた。
- (41) 東京大学文学部所蔵『文明十七年山科家年貢散用帳』（国立歴史民俗博物館研究報告）第一一三集、二〇〇四年）
- (42) 注(37)に同じ
- (43) 『山科家礼記』明応元年十月七日条 二郎九郎の使者として栗年貢の事を説明。
- (44) 『言国卿記』明応七年四月七日条 翌八日には、言国室の弟周快が政所と同年だったので験を担ぎ、方違えをさせている。
- (45) 『山科家礼記』明応元年十二月十五日条
- (46) 『言国卿記』明応七年十一月一日、十四日条
- (47) 『言国卿記』文亀元年二月十七日条、九月十三日条
- (48) 『言国卿記』文亀二年四月二十六日条
- (49) 『言継卿記』天文二年九月十八日条、「今日大宅郷政所澤野井越中守遠行」とある。
- (50) 『山科家礼記』応仁二年三月十九日条
- (51) 『山科家礼記』応仁二年八月十三日条
- (52) 『田中穰氏旧蔵典籍文書』八十九、古川元也「資料紹介康正三年記」
（国立歴史民俗博物館研究報告）第七六集、一九九八年）
- (53) 『康正三年記』四月五日条、六月三日条、
- (54) 『山科家礼記』文明十八年六月一日条
- (55) 前掲注(4)志賀②論文
- (56) 『山科家礼記』文明十二年九月六日条
- (57) 『山科家礼記』文明十三年十月二十二日条
- (58) 『言国卿記』文明十年十二月二日条
- (59) 『山科家礼記』長享二年九月六日条
- (60) 『山科家礼記』長享三年正月八日条
- (61) 菅原正子氏は「年貢請取帳」文明十四年、延徳元年分（『田中穰氏旧蔵典籍文書』九二、九三）と文明十七年分（東京大学文学部所蔵を分析して、山科家の構成員（私人數之事）を割り出しているが、記載は五十嵐弥五郎のみである。（『山科家年貢等取納并散用帳と「家」の経済』『古文書研究』五七号、二〇〇三年、注(3)前掲書②に所収）
- なお、氏は五十嵐弥九郎と弥五郎の一族関係も指摘している。
- (62) 『山科家礼記』延徳三年二月二十五日条「自東庄柱甘本上候、十二本八五十嵐持候山ニテ上候、八本八代四十文カイ候也、代四郎二郎渡候也」、栗貢納日は注(56)・(57)。
- (63) 前掲注(4)志賀②論文
- (64) 『山科家礼記』文明十二年正月七日条
- (65) 『言国卿記』文亀二年四月二十六日条「東庄就進之儀、五十嵐入道新右衛門召上畢」
- (66) 『山科家礼記』文明十三年十月二十一日条
- (67) 『山科家礼記』文明十二年五月二十二日条
- (68) 『山科家礼記』文明四年二月十七日条 重致は訪ねてきた五十嵐の娘に黒帷子を贈る。
- (69) 『山科家礼記』延徳四年の冒頭に「彦兵衛卅九」と記されてある。逆算すると生年は享徳二（一四五三）年となる。
- (70) 『言国卿記』明応二年十一月二十九日条
- (71) 『山科家礼記』長祿元年十月九日条、「本所若上へ一尺一寸折、盃一、こなたの上様、飯尾肥前殿、同左衛門大夫殿、同加賀守殿、肥前女中、三河守」の「本所若上」は顯言の継嗣と思われる。以後言国は、四月二十六日に「常祐忌日」を修している。
- (72) 『山科家礼記』寛正四年四月三日条 幕府より所領を安堵する御内書を下される。
- (73) 『山科家礼記』寛正八月二十六日条
- (74) 『山科家礼記』寛正四年二月二十二日条
- (75) 注(3)菅原正子前掲書②『山科家礼記』明応元年八月二十三日条の

「今日彦兵衛方ニ始女房おく」と同一表現だと考える。なお、久守は文明四年に女子を設けているので、その後再婚したことは間違いない(『山科家礼記』同年十一月二十三日条)。この女性は母と同行して大原の井出で出産しているが、文明三年に逗留先の美濃国より上洛した、言国の妹(御料人)一行「御料人・御ちの人、同母おち・式部方・二郎太郎」の内一人ではないかとの菅原氏の指摘に異論はない(『同(久守記)』文明三年十二月七日条)。再婚の相手は山科家に母子で仕える御乳人の可能性が高い。

(76) 『山科家礼記』寛正四年十一月二十九日条 言国の南都下向の供奉の一団として「山守五人」が設定され、百文宛下行されている。

(77) 『山科家礼記』文明十三年正月八日条「当所山守五人十疋、五人ゑはし子出之」

(78) 『教言卿記』応永十三年二月二十四日条

(79) 『教言卿記』応永十四年八月十二日条、「内、當國守護方京洛事、催促使廿日比不可入之由、蜜、以上山守申之、且重能先出請文云々、神妙也」

(80) 戸田芳美「山野の貴族的領有と中世初期の村」『ヒストリア』29、一九六一年、後に『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年に所収

細川涼一「法金剛院道御の宗教活動」『仏教史学研究』262、後に『中世の律宗寺院と民衆』吉川弘文館、一九八七年に所収

坂田聡「中世在村寺院の村堂化の過程」(『日本中世の氏・家・村』校倉書房、一九九七年)

志賀節子 注(4)前掲書論文②

(81) 『山科家礼記』寛正四年正月四日条
(82) 年賀の十二名は「道金・道教・ゑもん・さへもん・中務・三郎ひやうへ・二郎九郎・ひやうへ五郎・彦七・せんきう・二郎五郎・かもん方」であるが、中務・三郎兵衛・二郎九郎・兵衛五郎・彦七の五人が百文を進上しているの、久守の烏帽子子と推測する。全員、返礼に扇と紙二帖を受ける。

(83) 『山科家礼記』文明十三年正月四日条によると、在家役は一戸宛、餅二十枚、豆一升、現金五十文のいずれかであった。

(84) 『山科家礼記』長禄元年十二月六日条

(85) 『山科家礼記』文明四年七月二十八日条

(86) 『山科家礼記』明応元年十一月十四(十二月十九日)条

(87) 藤木久志「戦国の村を行く」朝日新聞社、一九九七年

(88) 『山科家礼記』文明十二年十二月二十六日条

(89) 『山科家礼記』文明十三年正月四日条の「山守あんでう」は「山守庵衆」で、東庄内に集住する寺庵の一形態で、山守の系譜を引くと思われる。

(90) 『山科家礼記』文明十二年三月七日条、彦七と庵を貢納している「にしようち」は「せいはん事」とあり、おうちは清範とわかる。まさに山守系譜の寺庵である。

(91) 拙稿「山科家の栗贈答―中世贈与に関する一考察」(『女性歴史研究所紀要』第18号、京都橘大学女性歴史文化研究所、一九九七年)

(92) 『山科家礼記』長禄元年十月七日条「山科より御年貢栗上候也」、量も栽培地も不明だが続けて「予二衛門・道金両栗をたふ也」とあり、「林殿」と「大篋」の栗と考える。

(93) 『山科家礼記』延徳三年二月二十五日条、「自東庄柱甘本上候、十二本ハ五十嵐方持候山ニテ上候」とある。栗の林もあったと思われる。

(94) 『言継卿記』天文二年十月三日条

(95) 『言継卿記』天文二年九月十八日条

(96) 『言継卿記』天文二年十月四日条

(97) 拙稿「戦国期の山科家の医療と「家業」の形成―三位法眼家傳秘法をめぐって―」(『医療の社会史―性・老・病・死』思文閣出版、二〇一三年)

(98) 『山科家礼記』長禄元年十一月三十日条

(99) 『山科家礼記』文明十二年二月十四日条

(100) 『山科家礼記』長禄元年十一月二十日条

(101) 『言国卿記』文明十年九月十四日条「長門守久守領可致領知所、事」

- (102) 『山科家礼記』 応仁二年二月二十一日条
- (103) 『山科家礼記』 応仁二年八月十一日条
- (104) 『山科家礼記』 応仁二年三月六日条
- (105) 『山科家礼記』 寛正四年三月二十九日条
- (106) 『山科家礼記』 文明二年十月十七日条
- (107) 『山科家礼記』 文明九年十二月十七日条「七郷内商売人ニ予判ニて礼出候也、うきくしの事」
「礼面ニ山科物トカク、裏ニ予判計也」
- (108) 『山科家礼記』 応仁二年四月十五日条
- (109) 『山科家礼記』 応仁二年六月二十五日条
- (110) 『山科家礼記』 応仁二年三月二十九日条
- (111) 『山科家礼記』 応仁二年六月二日条
- (112) 『山科家礼記』 文明二年十月二日条
- (113) 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』下巻、(近藤出版社、一九八四年)
- (114) 『山科家礼記』 文明十二年九月二十九日条、「今日野村ニ七郷寄合也、徳政郷中入りめさん用候也」と徳政一揆の経費を郷で拠出している。
- (115) 百瀬今朝雄「文明十二年の徳政禁制に関する一考察」(『史学雑誌』66-4、一九五七年)
- 桑山浩然「室町時代の徳政―徳政令と幕府財政―」(『中世の社会と経済』東京大学出版会、一九六二年)
- (116) 『山科家礼記』 明応元年八月二十八日条
- (117) 『山科家礼記』 文明三年十月十九日条
- (118) 『山科家礼記』 長享二年十一月二十四日条
- (119) 『山科家礼記』 応仁二年二月十一日条
- (120) 『山科家礼記』 応仁二年三月三日条
- (121) 『山科家礼記』 文明十二年二月八日条
- (122) 『山科家礼記』 明応元年十一月二十二日条「今夕夜番三郎兵衛代ニ子ノ彦三郎初めて上候トテ五十嵐同道上候、」
- (123) 久守方は五十嵐・与三郎・千松・竹阿弥・彦、山守衆は七郎左衛門・兵衛九郎・四郎兵衛・彦三郎である。なお七郎代藤二郎は親子関係と思われる。
- (124) 『山科家礼記』 明応元年十一月三十日条
- (125) 『山科家礼記』 長享二年九月二十五日条
- (126) 『山科家礼記』 文明十三年正月八日条
- (127) 『山科家礼記』 文明十八年十二月二十五日条
- (128) 『山科家礼記』 延徳三年正月四日条
- (129) 『言国卿記』 文亀元年九月十一日条 彦衛門は林殿の栗一斗を納め、十三日に越中と同じく林殿栗を二斗升納めている。
- (130) 注(95)に同じ
- (131) 『言継卿記』 天文二年十二月三十日条「大宅郷政所弟沢野井孫衛門、越前守になし候」
- (132) 『言国卿記』 明応十年正月十四日条、
- (133) 『山科家礼記』 延徳元年八月二十三日条
- (134) 『山科家礼記』 寛正四年十二月二十七日条
- (135) 『言国卿記』 文亀二年九月二十一日条、栗貢納初見文明十二年では「新宮林」一斗。
- (136) 『山科家礼記』 長享二年正月四日条
- (137) 『山科家礼記』 長享二年七月十一日条
- (138) 『山科家礼記』 文明十二年二月七日条
- (139) 『山科家礼記』 延徳三年五月十四日条、二十一日条
- (140) 『山科家礼記』 長祿元年十二月十四日条
- (141) 『山科家礼記』 応仁二年三月十九日条
- (142) 『山科家礼記』 文明十二年二月九日条「今日ゆあり、不入候也、道妙一廻之ため也」とあり、彦七との親子関係は認められない。
- (143) 『山科家礼記』 長享二年十二月十一日条
- (144) 『山科家礼記』 長享三年七月十九日条
- (145) 『山科家礼記』 明応元年十一月十八日条
- (146) 注(4)志賀前掲論文②
- (147) 注(4)志賀前掲論文②
- (148) 『実隆公記』 享祿三年九月十二日条

- (149) 『言繼卿記』 天文二年十二月三十日条
- (150) 『言繼卿記』 天文十三年二月八日条
- (151) 『言繼卿記』 天文十七年三月八日条
- (152) 『言繼卿記』 弘治四年正月十八日条「山科大宅郷政所澤野井越中入道 礼二来、樽一荷・強飯・昆布・荒卷等持来、対面、盃令飲之」
- (153) 本論に関連する代表的な著作を挙げると、
 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」(『戦国時代論』岩波書店、一九九六年)
 藤木久志「移行期村落」(『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、一九九七年)
- 池上裕子『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年
- 長谷川裕子『中近世移行期における村の生存と土豪』校倉書房、二〇〇九年
- 九年
- 池亨『中近世移行論』同成社、二〇一〇年
- 湯浅治久「惣村と土豪」(『岩波講座日本歴史』第九卷、岩波書店、二〇一五年)
- 一五年
- 志賀節子『中世荘園制社会の地域構造』(校倉書房、二〇一七年)
- (154) 後藤靖・田端泰子編『洛東探訪 山科の歴史と文化』淡交社、一九九二年
- (155) 岩上直子「近世禁裏御料と山科郷士」(『京都市歴史資料館紀要』第十 六号、一九九九年)